

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和45年11月1日)
条例第1号

改正 平成元年11月1日条例第2号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、白浜町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年白浜町条例第15号)の例による。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和45年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和45年条例第1号)は、廃止する。